

多摩市告示第 2 4 2 号

多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会設置要綱を次のとおり定める。

令和 8 年 4 月 1 7 日

多摩市長 阿 部 裕 行

多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 多摩市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 1 7 年多摩市規則第 6 1 号）第 7 条の規定に基づき、多摩市立複合文化施設（以下「複合文化施設」という。）及び多摩市立多摩中央公園内駐車場（以下「公園内駐車場」という。）の指定管理者の候補者の選定を公正かつ適正に行うため、多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、複合文化施設及び公園内駐車場の指定管理者の候補者について、指定管理者の候補者の選定基準に基づき審査し、その結果を多摩市長（以下「市長」という。）に報告する。

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するもの（以下「委員」という。）7 人以内をもって構成する。

- (1) 複合文化施設又は公園内駐車場の管理運営に関し専門的な知識を有する者 5 人以内
- (2) 公募による市民 2 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が主宰する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(除斥)

第 7 条 委員は、本人又は配偶者若しくは 2 親等以内の親族が複合文化施設及び公園内駐車場の指定管理者の候補者の代表者又は役員である場合は、その審査に加わることができない。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、複合文化施設及び公園内駐車場の指定管理者の候補者と個別に接触をしてはならない。

(会議の非公開及び会議録の作成)

第9条 委員会の会議は、公開しない。

2 委員会は、会議に際し、会議録を作成しなければならない。

3 会議録は、審査結果を市長に報告した後、公開する。ただし、多摩市情報公開条例（平成12年多摩市条例第53号）第7条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合は、その該当する部分に限り、非公開とする。

(関係者の出席)

第10条 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第11条 委員会に関する庶務は、くらしと文化部文化・生涯学習推進課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月20日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

3 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初の委員会の会議は、市長が招集する。